

議事録(会議-第1回)

| 計画名 | 整理番号 |
|--|---------------------------------------|
| 島田市子どもの貧困対策推進計画 | No. 1 |
| 出席者 | 日 時 |
| <p>【島田市子どもの貧困対策推進検討委員会委員】12名 永田委員（委員長）、石間委員、伊藤委員、杉本委員、高橋委員、鈴木委員、岡部委員、清水委員、菊池委員、池谷委員、平松委員、南條委員、（順不同）</p> <p>欠席：3名</p> <p>【事務局】2名 進士係長、林</p> | <p>平成30年6月26日(火) 13:15~14:50</p> |
| 出席者(外部協力者) | 場 所 |
| 株式会社ぎょうせい研究員：若松、営業：前田 | 島田市役所会議棟D 会議室 |

（以下、委＝委員 長＝委員長 事＝事務局）

| 協 議 内 容 |
|---|
| <p>●島田市子どもの貧困対策推進検討委員会</p> <p><配布資料></p> <p>次第</p> <p>資料1：計画策定における基本的な方向性（案）について</p> <p>資料2：子どもを取り巻く環境における現状と課題について</p> <p>資料3：課題のまとめ、基本理念、基本目標、骨子（案）について</p> <p>資料4：その他</p> <p>1 開会</p> <p>2 課長あいさつ</p> <p>・子どもの貧困対策推進計画に関しましては、前回、アンケート調査やヒアリング調査等を実施し、3月にはその報告書が作成されています。本年度は、この結果を受けて、本計画の策定を進めていきたいと思っておりますので、この会も含め、ご検討、ご協力をお願いしたいと思います。</p> |

3 委員の紹介

- ・委員の選出区分の訂正（NO. 7の高橋委員に関して）

4 委員長・副委員長の選出

- ・事務局一任で、永田委員長及び石間副委員が選出されました。

5 委員長あいさつ

6 議題

- ・議題1の計画策定における基本的な方向性（案）について
 - 議題2の子どもを取り巻く環境における現状と課題について
 - 議題3の課題のまとめ、基本理念、基本目標、骨子（案）について
- 上記3つの議題について、事務局より説明

【質疑応答】

- ・（長）3つの資料のうち、資料3（10～11ページ）のⅢ骨子案で、1教育の支援、2生活の支援、3保護者に対する就労の支援、4経済的支援、5情報支援の5つの基本目標が、今後の計画策定に重要となってきます。ここでは、基本目標ごとに分けて、1つずつへのご検討をお願いしたいと思います。まずは、1教育の支援について、ご意見、ご質問等をお願いいたします。
- ・（委）：10ページの施策の（1）学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開とありますが、平成29年から社会教育法に地域学校協働活動が規定されています。そこでの構成メンバーは学校、地域、家庭と三者が協同となっているので、「プラットフォーム」となると、学校が中心ということになるように思いますが、その辺はどうでしょうか。
- ・（事）おっしゃるとおりですが、学校をプラットフォームにと言ってしまうと語弊がありまして、ここで進めたい考え方は、学校にいる保護者と児童生徒が福祉に関して知識や関心を広めていけるような体制づくりを目指すというものです。それが、地域学校協働本部施設を中心として推進できるのであれば、その形でできればよいと思います。
- ・（委）：ということであれば、表記も学校と地域が協働するという主旨がわかるようにしたほうが誤解を招かないのではないかと思います。
- ・（事）ご意見、ありがとうございます。
- ・（委）：（1）の①学校教育による学力の保障というのは、学校での貧困にある子どもに対する学力の保障と捉えればよいのでしょうか。③の地域による学習

支援などは、社会教育課で寺子屋等をやっているので内容の理解はできますが、①に関しては、イメージがしづらいです。

- ・(事) ①学校教育による学力の保障については、幾つかの取組内容がありまして、「貧困状況にあると思われる家庭等への先生の配慮として、教育面での指導体制の充実」、「学校での少人数の習熟度別指導」があります。さらに、「放課後の補習の実施」、「子どもへの自己肯定感の育成」、「子どもの貧困問題に関する理解促進のための大学や委員会に対する免許状講習や研修、関連講習及び校内研修等の開設」などもあります。これは国の指針であり、絶対やらなければならないという内容ではないので、島田市には島田市に合った取組を考える必要があります。
- ・(委)：今お話しいただいた中では、少人数の習熟度別指導や放課後ではありませんが、夏休み中の補習として、宿題の面倒を見たりなどの取組は既に始まっています。
- ・(長) 貧困にある子どもに限らず、自己肯定感が低かったり、学習意欲が低かったりする子どもに対しては、学習面も含めて支援しなくてはいけないという考えに基づいた取組だと思います。
- ・(委)：既にやっていることも多くあります。
- ・(長) 夏休みの補習等に関しては、既に実績はあると思いますが、今後、参加しやすさも含めて参加者が増えていけばよいと思います。
- ・(委)：学校教育はそれぞれのお子さんに対して学力保障をしていかななくてはならないという義務を負っていますので、学校側の取組としては、貧困という視点だけではなく、虐待や発達障害等も含めての様々な視点で見ていく必要があります。貧困も含めて考えると、学校側が何かをするということではなく、プラットフォームとして情報提供や情報共有をすることが大事かと思います。②にも学校を窓口とした福祉関連等との連携とありますが、これは、開かれた学校の視点での取組が必要となります。一人ひとりの教職員の視点の拡大も含めた学校側の課題もあるとは思いますが、ただ、貧困という観点だけから取り組むのは難しいと感じます。
- ・(長) 次に、2生活の支援について、ご意見、ご質問等をお願いしたいと思います。ここには、国の大綱にはない島田市独自の取組も入っているので、それらも含めてご意見等をお願いいたします。
- ・(委)：生活の支援は、国の施策になっていて、④の子どもの相談先の確保は、市の独自の取組として挙げられていますが、貧困だけに限らず、貧困に起因して虐待も起こるであろうし、取組対象の位置づけが必要ではないかと思います。

- ・（事）検討させていただきたいと思います。

補足説明：事務局より、子どもの貧困対策に関する取組の内容を再確認

◆子どもの貧困対策は、現時点で貧困状況にある子どもへの対策だけでなく、負の連鎖などに起因して、将来、子どもが貧困状況に陥ることをも防ぐ対策です。

- ・（委）：（４）の③定時制高校に通学する子どもの就労支援とありますが、そもそも、子どもの貧困対策は中学までの義務教育までしか考えていないのでしょうか。今回のこの対策の対象範囲の年齢はどこまで考えていますか。
- ・（事） 今回の子どもの貧困対策の「子ども」の定義は、国民生活基礎調査における17歳以下となっています。
- ・（委）：17歳までが対象ということであれば、中学卒業後、進学するなり就職するなりの進路があつて、現在は貧困ではないけれども、その進路選択の先で、本人の発達障害等や様々な理由によって自立した生活が送れずに、貧困に陥る可能性もあるわけですから、そこまでの対策を考えなくてはいけないということですね。そうすると、考えられる対策は2つで、1つは、就職した子どもが、どうやって食べていけるかという就労の支援と、もう1つは、高校に進学した子どもが、どうやって学校生活に馴染んでいけるかの支援になるわけです。この支援に関しては、市だけの取組ではなかなか届かない部分があり、県との関連が出てきますので、どこまで計画の中に盛り込めるかは難しい判断があると思います。
- ・（長） 昨年、小学5年生と中学2年生のそれぞれの保護者に対してアンケートを実施したところ、最初は経済的に貧困であれば、イコール貧困状態とターゲットを絞って見ていたのですが、結果はそうではない部分が見えてきました。母子家庭の親は経済的には貧困状態でも、ほかの子と差がつかないように子どもにはいろいろなものを買ってあげたりします。例えば、スマホやパソコンなどは母子家庭の子どもの方が意外と多く持っていたりします。逆に、二人親の家庭であっても子どもが自己肯定感を持っていないとか、経済的に余裕があつても子どもの欲しいものは買い与えていないなど、ピンポイントで絞っていたものと違う結果が見えてきたので、今現在は貧困状態ではなくても、将来的にもしかすると貧困になっていく子どもがいるのかもしれないというところが見えてきました。ですので、先ほどの説明のとおり、今の時点ではなく、将来貧困になるかもしれない子どもへの貧困対策も取組の中には入れているということです。そこら辺を念頭に置いていただいて、いろいろなご意見を頂きながら、島田市の長が出た計画策定につなげていければよいと思います。
- ・（委）：（３）の③市民の理解の促進は大綱にない市独自の取組となっていますが、

5 ページの課題の整理の 1 番にも、子どもの貧困に対する周囲の理解促進とありますので、この取組は市の独自取組としてここに入れるのは非常にいいと思います。社協でも先生のご協力のもといろいろな取り組んできたことなので、このように明記していただくと、さらにしっかりと位置づけができてよかったですと思います。

もう 1 点、基本目標の順番ですが、1 番が教育の支援で、2 番目に生活の支援の順になっていますが、基本は生活ではないかと思うのですが…、できれば逆のほうがよいのではないかと思います。

- ・(長) 教育の支援が先にきているという、この点についてはどうですか。
- ・(事) こども、基本的に国の大綱に基づいた流れに沿っていますが、是非、島田市で注力したい部分に基本目標の 1 から 4 ないしは 5 の順番を付けていただくとよいと思います。
- ・(委) : 国の大綱の順番とは気付きませんでした。自分の感覚として、生活が先ではないかと感じたのでお聞きしたかっただけです。
- ・(長) やはり教育は 1 番なのでしょうか。
- ・(事) 特に、教育が 1 番でなくてもよいと思います。これは国の考え方ですが、あくまでもこれはベースとして提示しているものですので、たたき台として見ていただいて、委員の皆様のご意見をもとに決めていきたいと考えています。
- ・(長) また、何かあれば戻っていただいて結構ですので、3 の保護者に対する就労支援のほうに進みたいと思います。ご意見やご質問等をお願いいたします。
- ・(委) : 就労支援に関しては、去年の 11 月に雇用対策協定を開始しまして、本格的な相談体制は今年からです。対象として「保護者」というのはないのですが、若者、女性、障害者、生活困窮者を対象としています。そういう意味では、女性、障害者、生活困窮者の中には保護者もいるかもしれません。保護者に対する就労支援の取組は、①から④までありますが、取組として 1 番難しいのかなと思うのが④の就労環境の改善の促進だと思います。今やろうとしていることは就労環境の改善で、中小企業振興基本条例が施行されて、市内の中小企業に関しては労働環境の改善や勤労者福祉の向上は対策を講じてきていますが、市外は対象になっていませんので、保護者の方が必ずしも市内に勤めているとは限らないことを考えると、取組も限定されてしまうという課題が残ります。また、商工業が中心となることから、農業は対象から外れてしまいます。実際に市内で改善が図られているのは労働環境で、会社の改善に対して補助金を出す取組が始まったばかりです。また、島田ビジネススクールで、良い経営者を育てていく取組もしています。それは、人を大切にすることにもつながるわけで、スクールでは、労働環境がよくなると点数が上がらないような取組もしています。年数はかかるとは思います。

そういった取組をする会社が増えることにより、優良企業が増えれば、求人がそこに殺到するというような良いサイクルが生まれて、それが最終的には市内だけでなく市外の企業にも影響を与えるような方向にもっていきたいと考えております。

- ・(長) いろいろな取組をしていただきありがたいことです。ひとり親のメンタル面など、メンタル的に弱い保護者に対する就労支援は何かあるのでしょうか。
- ・(委) : またちょっと違いますが、40~45歳ぐらいまでのひきこもり者を対象に、本人とその保護者に対してセミナーを行っています。NPOが中心となり、会社まで一緒に出かけて行って、就労の様々なお手伝いや支援を毎年継続して行っています。
- ・(長) すぐに仕事につながるのですか。
- ・(委) : 就労支援が大変な高齢者、障害者、ひとり親と就労を結びつけるのに一緒に支援をしています。
- ・(委) : ②の親の学び直しの支援というのはどんなイメージなのでしょうか。
- ・(事) 幾つかの内容がありますが、1つは、自立支援教育訓練給付金事業の活用による親の学び直しの視点も含めた就業支援の推進です。ほかには、生活保護を受給しているひとり親家庭の親に対して、高等学校等に就学する場合には就学にかかる費用等の援助がありますが、これは市の取組ではありません。
- ・(長) 市の取組としての具体的な事例などが無いようですので、また後でわかればご説明をお願いします。
では、続いて、4の経済的支援に移りたいと思います。何か、ご意見、ご質問などございますか。
- ・(委) : ④の生活困窮世帯への生活保護等の経済的支援に関する相談支援についてですが、去年から福祉の事業でしまだ夏休み子ども食量支援事業を始めています。いろいろな部署と一緒に連携して行っている事業です。事業内容を簡単に言うと、フードバンクやフードドライブを利用して、給食などが無い夏休みに子どもたちに対して食量支援をしています。それをきっかけとして、親御さんから話を聞き出し、最終的には相談窓口にまでつなげて、その支援をすることです。相談から支援につなげるのが最終目標です。社協さんとNPO法人POPULOというフードバンク実施団体が中心となって去年から始めて、71件ほどに食料量支援を行いました。そのうち24件ほどが相談につながったという実績があります。今年も引き続き実施していく予定です。
もう1つ質問ですが、③の養育費の確保に関する支援についてです。この養育費の確保というのはどんなイメージなのでしょうか。

- ・(事) 養育費の確保については、離婚した親に対して母子家庭等就業自立支援センターや養育費相談等支援センター等で養育費に関する相談支援を実施するといった内容です。つまり、離婚した親のお子さんに対する相談支援ということになります。国では、このように限定しています。
- ・(委)：この取組を実施するとすれば、家事事件の関係ですので、弁護士の要請をどうするかという議論が出てくると思います。養育費に関しては、実際のところ、金額が正式に決まっても、子どもが成人するまできちんと払う親は多くはないです。では、それをどうやって確保するかということになりますが、結局は、相手の勤務先や口座がわからないと差押えもできないという現状です。国が代わりに立法的に取ってくれるところもあるそうですが、日本ではそのような状況にはなっていないので、自分たちで情報を入手しなければいけないわけです。そういった制度レベルの話になると、むしろ国にそういった法律をつくってもらわないといけないということになりますし、市でできることは、せいぜいその時点での法的措置までとなります。つまり、相談を受けた弁護士も、一般的な方法論は提示できますが、具体的に対策をとる際に、相手先の勤務先等がわからなければ、それは厳しいとそこまで終わってしまうのが現状かと思います。
- ・(長) どこかの市や町の計画の中で、実施しているところはありますか。
- ・(事) 確認します。
- ・(長) 5つ目の情報支援に移りたいと思いますが、この施策はアンケート調査の結果を受けて、必要なのではないかとということで盛り込まれました。国の大綱にはない市独自の施策なので、事務局より内容説明をお願いします。
- ・(事) 5情報支援についての説明。
アンケート中で、市の様々な制度についての認知度や使用経験等をたずねる項目があります。その結果を見たとき、行政側が思っていた認知度や使用経験等とズレがあることがわかりました。制度は整えていつでも使える状態にしてあっても、使う側が知らなければ実質ないものと同じことになってしまうという危機を感じまして、伝える手段に関しては検討の余地はあるものの、まずは伝えることが大事で、その先にしっかりサービス等を利用していただき改善していくことが第一義と考え、この項目を付け加えました。
- ・(長) 支援制度の情報を知ってもらう、理解してもらうことがまずは大事で、そのための手段としては、費用も小さく有効的な取組だと感じます。
- ・(委)：5については、②支援情報の周知徹底が重要かと考えます。①支援が必要な子どもの情報集約体制の強化については、体制はつくれるかもしれませんが、体制をつくった後は、情報の共有化が必要となると思いますが、そこに出てくる情報は個人情報だと思いますので、その辺の取扱いのことはどう考

えていますか。

- ・(事) 先行事例として、東京都の日野市では計画に取組が入っていきまして、実施もされていますが、その具体的な状況の把握はできていませんので、この取組を島田市でも率先して進めていこうとなれば、情報収集をして取扱いの制度を確立したいと思います。
- ・(委)：虐待等の命に関わるような情報は別として、命に直接は関わらないような貧困等の家庭環境に関する情報は、なかなか本人の承諾許可を得るのは難しいように思います。
- ・(委)：先ほど、夏休みの貧困家庭に対する食料支援の話がありましたが、それに関連して小学校では、就学支援児童の家庭に対してお知らせを発行していますが、それも個人情報があるので、教育委員会からの発送としています。それらを考えると情報収集すること自体、難しいことかなと考えます。
- ・(長) なかなか難しい問題だとは思いますが、何かできることを考えていただきたいと思います。
この支援の対象は、親向けのもの子ども向けのものがあると思います。例えば、命のダイヤルとかは子どもから直接電話があつて、実際に自殺を止めたという話も聞きますので、親向けだけではなく、子ども向けの支援があるといいのかなと思います。子どもの相談の窓口をただ開くだけではなく、そのベースとなる関係機関の連携をきちんとつくっておかなければいけないとも思います。
- ・(委)：今、委員長が話されたことについては、全てではないですが、2の(2)の④子どもの相談先の確保に入っている内容だと思います。子どものSOSに対する対応はここでできるのではないかと思います。
- ・(委)：5の(1)の①支援が必要な子どもの情報集約体制の強化に関しては、今現在、子育て応援課の中に家庭児童相談所があつて、問題があれば要保護児童対策地域協議会等も含めて相互に協力しながらやっていくことを考えると、カバーできるのではないかと思います。ただ、要保護児童対策地域協議会が関わった場合は虐待のイメージが強いので、支援としての経済的な支援が入ってこられるのか、もしくは、経済支援に特化したものが必要なのかどうかは検討の余地があると思います。
基本目標2の生活の支援のところ、親がある程度の生活を支えていかなければいけないことを考えると、基本目標3の親に対する就労支援も含めた親に対する支援は必要であると思います。
- ・(委)：一般的な情報伝達の戦略的な発想からいきますと、必ずしも指すべき人に個人情報を持って直接プッシュしていくのではなく、届けたい人が集まる場所や機会がどこにあるかをしっかり把握して、効果的に押し込んでいくという

ことを考えていく必要もあると思います。それは、行政の広報課というよりは、マーケティングに近いところなので、やる気があるのであれば、マーケティングの手法を使った戦略を立てていったほうがよいと思います。情報をしっかり届けたい相手がどこに来るのか、居るのかをリサーチすることも大事なのではないかと思います。

- ・(委)：生活保護の受給など、実際に窓口に行ける人はまだ元気があるといいますか、情報収集能力が高いと言っていい方たちだと思います。そうではなく、こちらから探していかなくてもいけない人もいるわけで、むしろ、そういった支援を必要としている人を見つけてきて、働きかけるような仕組みをつくっていかねばいけないと思います。実際には、生活保護者の窓口も直接行かないから利用しない人もいるわけで、貧困の相談支援も同じようなことになってしまうのではないかと思います。
- ・(委)：おっしゃるとおりだと思います。5番目の施策は、行政側の体制としての課題があったから追加したわけで、一体その対象は誰なのかということを考えなくてはいけないと思います。対象が全てというのは大変ですし、来ない人を1から掘り起こすのもこれは大変なことですが、ちょっと押せば今まで届かなかった人にも届くといった辺りを狙うとか、そのターゲットによって、かかるエネルギーもコストも相当違ってきます。そこら辺はうまく選り分けしていかないといけないですし、そのためのリサーチは必要だと考えます。
- ・(長) お母さんの視点からのご意見などはないですか。
- ・(委)：資料を見たときに感じたのは、自分の息子にもあてはまるようなことが結構あったことです。貧困対策については、現在、貧困状態にある家庭への支援だけでなく、将来的に子どもたちが貧困に陥らないような支援も考えていくという施策の考え方にすごく納得しました。アンケートを見て、スマホを持っていない、塾に行っていない、お小遣いを与えていない等の結果だけでは、貧困の判断はできないなとも感じましたし、これでは、実際に接しているお母さんたちが子どもたちを見て、ジャッジできる情報がないなとも感じました。先ほどのお話にも出ていたとおり、ひとり親の家庭ほど子どもに差が出ないように気を遣っていたりすることを考えると、何をもってジャッジをするのが、親としてもそうだし、子育て支援ネットワークとしても難しいと感じました。

最初に資料を頂いたときに、資料1の1ページ、「計画策定のあらまし」の1番下には書かれている「本計画では、そうした子どもたちの生活環境、教育環境の実態をつぶさに把握していくとともに、地域と市全体が一丸となって、子どもたちと、その家庭を適切な支援へとつなげ、前向きで健全な子どもの育成を、市民全員で見守るまちづくりを目指します。」という文章が自分の中に1番響いて、みんなが意識してみるというか、常にそうしろとは言

いませんが、自分が入手でき得る情報の中で、一人ひとりが自分のこととして考えられるようなつながりなどがあるといいなと感じました。

資料3の5ページ、課題の整理の「1. 子どもの貧困に対する周囲の理解の促進」の真ん中辺りに、「…深刻な貧困状況にある子どもとその保護者は、地域に関わる機会が少ないため、見つけることが困難…」とあり、先ほども話したみんなの意識が上がっていくことも含め、地域の活動の中で親が関わらないところで子どもを知る地域の人たちがいるということは、そこで、子どものSOSが発見されることもあると思いますので、そういうところの意識を上げていくと、お母さんたちも安心かなと思います。

子育て支援ネットワークでもよく言うんですが、子どもを真ん中にいろいろ考えていこうね！という基本の考え方を、この子どもの貧困計画の施策にもあてはめて、子どもを真ん中に置いた、教育だったり生活だったりを考えていただけるといいかなと感じています。

- ・(長)「5情報支援」に関連してのことですが、子育て支援ネットワークでは、確か、冊子を作っていらっしゃると思いますが、情報を発信する立場から情報を受け取る側に対して何か考えていたり、気を付けたりすることはありますか。
- ・(委)：一般的には、スマホとかWebの情報が今は多いかと思いますが、それらは流れてしまうことが多いですね。後で、あれ何だっけ？と戻れないので、やはり紙の媒体は欲しいなとなると広報は有効だと思っています。記憶にもとどまりやすいです。もし、Webで情報を流すのであれば、詳しくは広報の何ページに載っています、などの記載があれば、後からでも追えると思います。たとえその情報を見失ったとしても、母親同士のつながりなどがあれば聞いたりして確認もできるんですが、今はつながる母親同士も少ないんですかね。保育園だけのつながりだったり、一部の限られたつながりしかなかったりと、情報共有イコールつながりだと思っているので、地域全体での大きなつながりがなくなっているように思います。
- ・(長) ほかに意見はございますか。
- ・(委)：資料2のⅢ. ヒアリング調査の中に、団体等の主な意見として、支援が困難な要因の項目で、「貧困家庭の子どもを発見しても、通報するシステムが確立されていない」という内容がありましたが、骨子案の中にそういったことを受皿だったり、通報のシステムを確立しようというような施策が入ったらいいなと思いました。骨子のどこかに入る予定はありますか。先ほど要保護児童対策地域協議会がその受皿的な話もありましたが、はっきりしていないような状況なので、それをはっきりさせてからの確立への話だと思うのですが。
- ・(事) 今の段階では、この骨子案の中には入っていないです。

- ・(委)：広報等に苦慮しているような状態であれば、わざわざ新たに情報発信しなくても、計画中で施策や取組がわかればその制度を活用することもできますし、せっかく現場から入手できた情報ですから、意見を吸い上げた上で、そのシステムをつくるというような内容が計画にも入ったほうがいいかと思えます。
- ・(委)：今のお話を聞いていて、5の(1)の①支援が必要な子どもの情報集約体制の強化がこの通報システムの確立にあたるのではないかと思ったのですが。
- ・(事) 子どもの現状を把握するというのは、通報を受け取るというよりは、将来までも含めての貧困にある(ありそうな)子どもの情報を関係機関で共有するという意味合いです。例えば、学校で貧困かもしれない状況の子どもの情報があったときに、その情報が学校内にだけとどまるのではなくて、また、ほかの関係機関に上がっているかもしれない同様の情報もそこだけにとどまるのではなく、全てが1か所に集められる体制づくりができればいいということに盛り込んでいます。
- ・(委)：その説明は先ほどの事務局からの5情報支援に対する説明と違うように思いますが。先ほどの説明では、自分から訴えることができない、訴える方法も知らないごく少数の人たちにも支援制度を利用してほしいから、利用までつながる施策が欲しいので、その体制づくりをしていくのに盛り込んだということで納得していましたが、そうではなくて、本来の情報の集約化云々の話であるなら、ちょっと考えなくてはいけないというのが本音です。
情報集約の体制づくりにおいては、情報の共有等の情報自体がメインなのか、支援を必要としている人の掘り起こしの手法としての利用に結びつける情報収集がメインなのかがはっきりしないと、施策や取組も曖昧で終わってしまう気がします。
- ・(委)：私も、情報集約の体制づくりは情報を発信するための体制づくりだと思っていました。でも、その情報には個人情報への制約もあることなので、情報が集まればいぐらいに理解していました。その場合の情報収集は、マーケティングの手法によると、まず、情報を集めることに対して予測を立てて、ここに来るだろうと狙った上で、上手に使うわけですが、そういう戦略があつてのことではないのでしょうか。
- ・(委)：情報の収集がメインということであれば、骨子案の2の(5)の①に該当するのではないかと思います。相談機能を強化することで、支援の対象者が発見されやすくなるのかなと思います。
- ・(事)：考えるイメージとしては、教育、生活などのあらゆる場面で掘り起こしを行った結果で得た情報を、そのままにするのではなく、それをまとめて生かすための1つの体制が必要ではないかという考えから、新たな基本目標5の中

に情報の集約体制の取組を盛り込みましたが、その考えを超えるような、さらなるマーケティングの手法の展開までは考えが及んでいませんでしたので、貴重なご意見の1つとして、それも含めた内容にしていきたいと思いません。

- ・(長) 1つの情報の収集が、教育、生活、就労、経済的支援にまでつながっていくので、大事にしないといけないと思います。また、ご意見などあれば、後日メール等でも頂ければと思います。

では、最後のその他についてですが、何ございますか。

- ・(事) 会議はこれで終了となりますが、再度、資料等の確認をしていただいて、ご意見やご質問等あれば、来週いっぱいまでに直接ないしはメール等で頂ければ、それを事務局で検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

第2回の検討委員会は、8月頃とはお伝えしましたが、詳細が決まり次第、みなさんにご連絡させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

●閉会

以上